

## 令和2年度 第2回 武蔵野市男女平等推進審議会要旨

日 時 令和2年7月9日(木) 午後6時～7時40分  
会 場 WEB会議  
出席委員 権丈会長、小林副会長、伊藤委員、大田委員、小澤委員、高木委員、  
竹内委員、武田委員、中村委員、三上委員、渡辺委員  
欠席委員 なし

- 1 開 会
- 2 会長挨拶
- 3 議 題
  - (1) 前回議事録の確認について
  - (2) 前回審議会における確認事項について
  - (3) 多様性を認め合う社会の構築にあたりパートナーシップ制度の果たす役割について
  - (4) 武蔵野市パートナーシップ制度導入検討にあたり考えられる論点について
  - (5) その他

### ■議題(1) 前回議事録の確認

・資料1に基づき事務局より説明

【会長】 前回の議事録について、訂正がある場合は1週間程度を目途に事務局に連絡をお願いしたい。

### ■議題(2) 前回審議会における確認事項について

【会長】 議題2の前回審議会における確認事項について、事務局より説明をお願いする。

【男女平等推進担当課長】 資料2、資料3をご覧いただきたい。資料2は、市民や市職員に対して、配偶者もしくは内縁であることを要件として市が提供するサービスにどのようなものがあるかということの一覧である。武蔵野市の条例や規則、要綱の中から、言葉に関して検索をかけたものである。さほど関係のないものも含まれてい

るため、現在、このリストアップされた関係課に調査をかけており、結果がまとまり次第、報告する。

資料3は、パートナーシップ制度における、他の自治体との相互利用について調べたものである。

【会長】 ここまでの説明について、何か意見、質問はあるか。

【副会長】 資料2について、それぞれ、その条項の内容が分からないので難しいと思ったが、各担当部署に確認中ということで、安心した。資料作成の際には、関係の条項を何らかの形でまとめて、一覧性があるものにしてもらいたい。

【会長】 ほかに質問はあるか。

【市民活動担当部長】 資料3について、他の自治体との相互利用ということで運用例が書いてある。転出時に継続利用申請を行うということだが、これは転出時に、連携協定を行っている自治体に転出するという確認が必要になると思うが、そのことについて、どのようにやっているかということは、聞いているか。

【男女平等推進担当課長】 確実ではないが、本人の申告によるのではないか。

【市民活動担当部長】 そうすると、この相互連携を行っている自治体間では、市民課で転出の手続をした後に、同じところで継続利用申請をしているのか、調べてほしい。

【会長】 では、事務局にお願いします。

【事務局】 参考としてよろしいか。相互利用を実施している市に確認した際、転出の届出をして、パートナーシップ制度の継続利用の届出をしても、特にカードに何か記載するという事は無く、そもそも、カード自体に住所が書いてあるものではない。したがって、第三者がカードを見ても、転出をしているとか、継続利用をしているとかは、客観的には分からない状況であるということは確認している。

であるが、医師会などに協力要請をしているので、この市は自分の市と相互利用をしており、病院などでパートナー関係として対応するとか、そういったことの協力をする対象の市の方であるという認識がされているということである。届出の、具体的な場所などについては、また確認して報告する。

【会長】 議題2について、ほかにあるか。よろしいか。

■議題（3）多様性を認め合う社会の構築にあたりパートナーシップ制度の果たす

## 役割について

【会長】 議題3、「多様性を認め合う社会の構築にあたりパートナーシップ制度の果たす役割について」、事務局より説明をお願いします。

【男女平等推進担当課長】 資料4をご覧ください。パートナーシップ制度導入にあたり、考えられる論点をイメージ化したものである。

前回の渡辺先生の講話や、これまでの議論等も参考にいただき、委員の皆様から、率直な意見を賜れば幸いです。

【会長】 事務局から説明があったように、庁内研究会での検討の結果を基に論点などを整理した図になっている。第四次男女平等推進計画の中でもうたっているところであるが、今後について、こういった制度にすべきであるとか、あるいは、この点がまだ議論が不十分ではないかといった、いろいろなご意見、思いをここで一度お伺いしたいということである。

オンラインの会議なので、なかなか途中から口を挟むことは難しいと思うので、一人ずつ順番にお話しいただく形で今回用意させていただいている。では、どうぞ。

【委員】 資料4に答えようとする、資料5に書いてあることも話すようなかたちになるが、いいか。

【会長】 自由にお話しいただいて構わない。資料5については、また議論があるが、先にお話しされたいことがあれば、結構である。

【委員】 では、まず資料4についてお話しする。

「制度の対象者をどうするか（性別等の観点から）」というところでは、性自認を問わずに誰でも対象にして良いと思った。そうすると、事実婚のカップルも含め、広く認めていくようなことになるかと思う。

次に「申請条件をどうするか」ということに関しては、どちらか一人だけでも市内在住ということになっていくのかと思う。年齢的なことについては、制度の中での婚姻というと、女性は、男性はという規定があるけれども、選挙権あたりをキーワードにして、18歳以上としたらどうか。すなわち、戸籍上の性別を問わず、18歳ぐらいからを考えてはどうかと思った。

申請の方法について、当事者の希望で選べるというのがいいのではないかと思った。公正証書を提出しないだけにしてしまうと、法的なものも欲しい人が不自由になるし、全員に公的な公正証書をとると、そこまでは求めない、宣誓だけしたいカップルが

また不自由になるので、両方の道を残しておく、選べるようにしてはどうかというふうに思っている。

【会長】 では、次の方をお願いします。

【委員】 私が気になったのは、パートナーシップ制度を導入した結果、生きづらさの緩和というのはどの程度実現されるのか、その効果のほどが少し心配、懸念している。先ほど男女平等推進課長のほうからは、市の条例や要綱には、事実婚の方の権利は多数記載されているけれども、それと同じような権利をパートナーシップの方にも認めたいということだったので、少し安心はしたのだけれども、それ以外に、市内の、例えば不動産業者ですとか病院とかに対して、この証明書を持っていったときに、事実婚の方と同じような配慮がなされるのかどうか、というのを懸念している。もし、このパートナーシップが発効された後に、市として、市内のこういった業界のほうに指導というか、証明書を持っていった場合は配慮をしてください、というような働きかけというのはやる予定なのか。そこを聞きたいと思っている。

【会長】 まずは御意見として伺って、質問については、一通りご意見をいただいた後に市の方からまとめて答えるということにしたいが、よろしいか。では、次の委員をお願いします。

【委員】 まず、私たち市民協議会は「武蔵野市男女平等の推進に関する条例」の条例案をつくったのだが、そのときに、いわゆる性的マイノリティの方たちについて、随分と勉強させていただいた。それで今、具体的にこの制度導入について、こうして審議会の皆様とお話ができることは、大変うれしいことであると思っている。

次に論点について、お話しさせていただく。前回、渡辺先生が、法律的な夫婦になると615件も特権があるとお話しされた。他の委員の方もおっしゃっていたが、私も大変驚き、なにか、自分はそういうことについてよく分かっていなかったなと思った。要するに今回、性的マイノリティの方々にできるだけその部分を、615件とは言わないまでも、できるだけそこに生かせるような、そういう武蔵野市の条例というか、制度になればいいと思っている。

それで、論点1のところには条例か要綱かというのがあるけれども、私は、豊島区や港区のように、現在ある条例を生かして、そして改正をして、きちんと議員が分かり、そして安定したものとするためにも、条例で行ったほうがいいと思っている。

続いて、論点2の制度のあり方については、③の、①と②の併用型がよいと思って

いる。権利を少しでも安定させるという意味では、公正証書は大事だと思っているが、同時に自由度の問題で、そういう意味においては、私としては③のどちらも選べるというのがいいと思っている。

それと1つ付け加えさせていただくと、7月7日付の朝日新聞の「ひと」というコラムで、今将人さんという方が、会社の中で社員として、性的少数者の当事者として社内研修などで語るということが、ちょうど審議会の資料が届いたときにこの記事が載っていた。この方が保育園のお絵かきの時間に青を多用したら、保育士に「女の子はピンクでしょ」と言われ、世間と自分の違いに気づいたということである。実は、私たちも「絵本の中の男女平等」みたいなテーマで講演会をやったことがある。やはり最初に色とかを決めつけられるとか、そういういろいろな問題が非常にジェンダーバイアスをつくっているというようなことを学び、そういう意味において、この今将人さんが、大手の損害保険会社で、会社と社員の考え方を変えるために研修できる。そういう時代になりつつあるということをお大変喜ばしく思っている。

【会長】 では、次の委員にお願いしたい。

【委員】 まず、条例か要綱かについては、公正証書の要、不要ということの論議があるかと思っただが、他の委員がおっしゃっていたように私もどっちも選べると思っている。それには例えば、要綱だったら公正証書を求めるのは無理ということになるのか。では、条例だったら公正証書を求められるのか。その辺のところを条例と要綱のよさみたいなところで見てみたら、やはり条例は、議会で通さないといけないうために、ある意味においては、議員の理解をどれほど得られるかということから、要綱のほうがいいのではないかと思っているところもある。しかしながら、要綱だと、首長が変わった場合に、またそれが不安定になるという話になるのか。そういった事情があるので、その辺のところをきちっとどういう方向で行くのかということを考えてもらいたいと思っている。

【会長】 では、次の委員にお願いします。

【委員】 条例か要綱かということについては、最終的な効果、パートナーシップ制度の効果によると考えられる。例えば医療同意であったり、介護契約ができるかとか、それがどう有効になるかによって、条例か要綱のどちらがいいのかということを考えていく必要があると思った。

それから、他の委員からも話があったが、結局のところ、周知が大事である。こう

いう制度があつて、いろいろなことに活用ができるということの周知をどのようにしていくか、というのが非常に課題だなと思っている。

私は老人ホームにいますので、いろいろな介護契約をする中で、成年後見人の方の契約というのは結構多いけれども、医療同意ができなかったり、死亡後、全部やってくれないわけではないけれども、死亡後についてはやれないというようなこともあり、結局、最終的に身寄りが遠い御家族を何とか探して、対応しなければならないこともあるので、そういう意味では効果のところと周知、そこをぜひ検討して、よくできるような制度にしていきたいと思う。

あと、要件のことは、ほかの先行しているところを参考にするといいのではないかと、という印象を持ったところである。

【会長】 では、次の委員にお願いしたい。

【委員】 基本的には最初の委員がおっしゃったような要件が、私もいいと思っている。どちらか少なくとも一方が市民で、18歳以上、公正証書を提出するかしないかを選べること。もちろん、他の委員の皆さんがおっしゃったように、要綱か条例かということと重ね合わせながらの議論を進めるといいと思う。選択肢が広がる、多く持つということは、非常に重要なことだと思っている。

【会長】 他にご意見はあるか。

【委員】 この度のコロナ禍のようなことがあり、例えばパートナーシップというときに、SOGIEであるといったことだけではなくて、先ほど成年後見人等の問題もありましたが、そのように、多分これから生きていくにあたって兄弟でも何でもない、「相棒」とでもいった形のもので、何かもっと大きくくりができるのではないかと、などと思っているところである。あとは、相続や財産の問題がある。それから、そうした関係性の解消の仕方、離婚と同じように、そこら辺のことまで大きくくりで考えていく、大分類で考えていくことも必要なのではないかと考えた。

あとは、公正証書にするかどうかという問題だが、法律上の結婚の場合はお金がかからないが、そうでない場合にはお金がかかるというような議論があつたけれども、その辺も含めて何か知恵を出していかなければならないと思った次第である。

【会長】 では、副会長から意見をお願いしたい。

【副会長】 私が考える条例の方向性は、制度導入の後発市であることを活かして、資料2で抽出したような、配偶者や内縁の方たちに認められる多くの権利を、可能な

範囲で広く認められるような制度設計にできればいいと思っている。

でも、そうしようとすることによって、ある程度要件を高いものにしなければならぬ部分があって、逆に使える人が狭まってしまう部分が出てきてしまうので、他の委員から意見があったように、制度を2つにして、入り口の敷居が低くて、比較的成果も軽いものと、かなり効果は認められるけれど、ある程度の要件が必要なものの、2つにしていったらいいのではないかと考えている。

公正証書云々とか、条例云々という議論があったので、少し補足させていただくと、条例にするか要綱にするかということ、主に違ってくるのは、先ほどもお話があったように、その時々の上に立つ方々の意向でかなり制度が変わるかどうかが、ということについて、条例にして、きちんと制度を固めておけばそういったことはなくなる。したがって、可能であれば、大枠について条例で定めるのが望ましいのではないかと思う。

公正証書についてだが、遺言など、ほかのものでもそうであるが、必ずしも公正証書という形にしないと、人と人との合意が法的な効果を結ばないということではなく、そういった書面があることによって、合意の内容を後で確認することが簡単になるということである。公正証書は、公証役場に必ずあって、出してくださいと言えば出てくるので、こういう約束をしたのか、となったときに書面があるということから、ごたごたしないというところに意味があるものであるので、必ず公正証書という形にしなければならないのかどうか、というところは別に議論があってもいいかもしれないと思っている。

費用については、そんなに高いものでもないもので、例えば出した後で、お祝い金といたったかたちで近い金額を差上げるとかということ、ある程度、難しさをクリアするという方法もあるのではないかと、思った。

相互利用の件でお話しておきたいのだが、相互利用をする利点というのがあって、でも、そうすると、武蔵野市だけ、すごく高い効果のものや、ある程度、要件をいろいろ独自に定めてしまうと、何か横滑りの利用ができなくなるという難しさがもしかしたらあるのかもしれない。議論する中では、何を重視していくのかということも含めて、話をしていかななくてはいけないということと、先ほど少し説明があった中で、以前住んでいた市のものをそのまま使っていて、現場、現場で、相互利用できているはずだからこれで対応していいんだ、ということをやってもらっているという話だっ

たけれども、人の生き死にで、病院で手術をするかの同意みたいなぎりぎりのところで、その人の判断に任せるのは絶対駄目なはずなので、相互利用をするのであれば、転入してきたものについては、本市としての様式を発行しておかないとまずいだろうと思った。最後は、細かい話になったが、以上である。

【会長】 では、追加の意見、質問はないか、よろしいか。大体、論点に沿った形で議論や課題が出てきているので、次の資料の説明を求めたうえで、また議論を続けていきたい。

■議題（４）武蔵野市パートナーシップ制度導入検討にあたり考えられる論点について

【会長】 議題４、「武蔵野市パートナーシップ制度導入検討にあたり考えられる論点について」、事務局より説明をお願いします。

【男女平等推進担当課長】 資料５をご覧ください。庁内研究会報告書で挙げさせていただいた論点のうち、重要と思われるもの２点である。本日、議論していたけるとありがたいと考えている。まず「根拠規定を何に置くか」というところが、第１の論点であり、論点２は、「制度のあり方」である。

以上が今回の論点になっているが、先ほど委員の皆様からいただいた意見、質問に関してお答えしたい。

資料２に関連して、内縁カップルに認められている権利が同性カップルにも認められるか、ということについては、まだまだ未知数である。また、病院、不動産関係については、この制度をやっていくうえで重要であるので、お願いのレベルになってしまっても、何らかのアクションを起こしていく必要があると思っている。

続いて、根拠規定を要綱にした場合、公正証書を求めるのは難しいのかという意見をいただいたが、このことに関しては、市民や事業者に義務を課したり、権利を制限したりする場合には、条例にする必要があると考えている。そのうえで、この制度を導入した場合には、市民、事業者の皆様、行政内部に関しての周知が重要であると認識している。

また、パートナーシップ関係を解消する場合の手続についても、しっかり考えておかななくてはいけないものと考えている。事務局からは以上である。

【会長】 これまでの説明、あるいはこれまでの議論を含めてなにかあるか。



【委員】 制度設計にあたって、公正証書の有無による効果の違いということに関して、例えば中野区のようにパートナーシップ宣誓書と、公正証書それぞれに受領証を出している場合、何か効果の違いがあるのか調べてもらいたい。

【会長】 このことに関して、事務局からなにかあるか。

【男女平等推進担当課長】 中野区では2020年5月31日現在、パートナーシップ宣誓は55件、そのうち公正証書等受領証を併せて交付したのは7件ということである。担当者からお聞きしたなかでは、この7件は、以前から、もともと必要があって公正証書を作っておられた方たちが多いとのことである。

【委員】 やはり何かあったときに、パートナーシップ宣誓受領証だけでなく、公正証書の確認書というのも一緒に出せると、出されたほうが確認しやすいというところはあるかもしれないが、その効果というのはそんなに変わらないのだろうと思ったところである。

【市民活動担当部長】 公正証書の方と、宣誓書の方で2つ方法がある場合、例えば先ほど委員からあった、市内の事業者などをお願いした場合、受入れ方が変わってくるのかどうか。例えば中野区内でお願いした場合というのが、受入れ方が違ってくるのかどうかというのは確認してあるか。もし聞いていればお願いしたい。

【男女平等推進担当課長】 その内容に関しては確認する。

【会長】 ほかにあるか。副会長、どうぞ。

【副会長】 公正証書に関して、補足でお話させていただく。公正証書で、例えばお互いの扶養義務とか後見とかの約束をして、それと、パートナーシップ制度を結びつけたときに、男女でも同様であるが、残念ながら、その関係が終わって離婚してしまうということは、多々あると思う。そのときに、制度の終わりと、その合意の終わりをどうするのかというのは、結構難しい問題だと思っている。公正証書を作成しているか、していないかに関わらず、合意で後見の書面とか、扶養の書面とかを作ってしまうと、それはやはり、それ自体が無効であるということをお互いに合意しなければ、基本的には終わらないはずである。したがって、何かそういう終わりにする場合をどういう着地点にするのか、もし何かの合意書とひも付けるのであれば、議論をしておかないと、その当事者にとっても不測の事態に陥るということは最終的にあり得るのかもしれないというところが一つある。

それから、同性カップルに限らず、異性間の事実婚の方々を対象にするのかという

検討項目についてだが、事実婚の方を含めると、同性カップルの生きづらさの緩和という目的から逸れると書いているが、それは、意図したいろいろな効果が得られるのであれば、それが異性カップルにも同じように得られたとして、特段、逸れるということはないと思う。また、同性カップルに限定しないことで、意図しないカミングアウトになることを防げるかという点、それも公表されるわけでもないので、この検討項目は、2つともあまり当てはまらないのではないかと考えている。

【会長】 今のことに関連して、同性カップル以外の方も入れた形のパートナーシップ制度にした場合、利用者は多いのか。逆に、そうした制度がない場合でも異性間の事実婚カップルは、ほかでいろいろな形で権利が守られており、あまりこの制度があっても使わないということか。事務局で、この点について情報はあるか。

【男女平等推進担当課長】 以前、千葉市に確認したところでは、そもそも異性間の事実婚も、同性婚も区別していないので、そういった数字の統計はないとのことだった。会長がおっしゃるように、異性間の事実婚カップルは、住民票上も妻（未届）、夫（未届）と記載され、各企業の福利厚生や、様々な制度上で権利として認められている。例えば、離婚したときの財産分与、慰謝料請求、扶養や貞操の義務、パートナーが外国人の場合は在留資格が認められる等、一緒に住んでいて婚姻の意思があれば手厚い保障が得られている。さらに、パートナーシップ宣誓や証明を受ける必要があるのかというところだが、一定のニーズが存在するのは確かであると考えている。

【会長】 実際、そんな形で資料を作っていないので、分からないと思うが、例えば異性間の事実婚カップルを対象にしている市が、他の面では似たような制度を持っている市に比べて非常に利用者が多いとか、そういったデータがあれば、ある程度分かると思う。事実婚カップルも対象にする制度がどの程度重要なのかということの参考のため確認しておきたい。ただ、それとは別に、できるだけ、幅広い対象の制度にするというのは意味のあることだと思う。課長から、なにかあるか。

【男女平等推進担当課長】 ここの検討事項にも書いたような、法的な権利保障が全くない同性カップルの生きづらさを緩和するというのが、制度の目的だと思ってきたので、異性間の事実婚というのはあまり想定してこなかった。会長、委員の皆さまのおっしゃるように、多くの方々を制度の対象に入れるのは大切なことだと思う。

【会長】 ほかに何かあるか。

【委員】 私たち市民協議会で開催している議員懇談会において、パートナーシッ

ブ制度について話し合ったことがあるが、議員の方たちの中にも大変関心を持っている方々がおられる。1つには、条例か要綱かというところだが、こちらの検討事項にもあるけれども、やはり法的根拠というか、いろいろな意味での安定性を考えると、周知の面においても、きちっと議会の議決を経て成立するほうがいいというふうを考えている。ちょっと驚いたのは、条例で定めているのが4自治体しかないということである。むしろ、私は47自治体が要綱だということに驚いている。

それから、先ほどからの、性自認・性的指向を問わないというところは、武蔵野市はそうしてほしいと願っている。それは同時に、選択的夫婦別姓もまだ認められていない日本において、こういうことも一つ、事実婚を、例えばパートナーシップ証明において、皆様に認知していただくきっかけにもなるのではないかと考えているので、性自認・性的指向を問わないということは、大変大事なことであると思っている。

【会長】 条例のところが少ないというのは驚くけれども、議会での議論が難しく、なかなか条例にならないところが多いということか。

併せて、武蔵野市の場合には、ある程度理解が進んでいると考えているが、事務局として、どう捉えているか。

【男女平等推進担当課長】 会長のおっしゃるように、武蔵野市議会は理解が進んでいるので、条例で制定すべきと思う。要綱ということになると、それは市民活動推進課の要綱に過ぎず、やはり、しっかり議会で議論して全市的な形で決めたということに比べると、重みが違うと考えている。

【会長】 条例が可能であるならば、条例の方が周知しやすく、効果の面でも期待できる。一方で、条例を通すのが難しいのであれば、要綱とすることもあり得ると考えていたが、そうでもなさそうである。それはある意味、後発であることのメリットであるかもしれない。世の中の認識が高まっている中で、議会の理解も得やすくなっているということなのか。この点について、市の考えはどうか。

【市民活動担当部長】 議会においても、このところでやはりしっかりとした議論をすべきではないかという話がある。ゆっくり時間をかけて、しっかりやるべきではないかというような意見も賜っているので、やはり議会で議論をして、新規条例なり、改正なりという形でやっていったほうが、今の議会の中ではいいのではないかと感じている。

【会長】 論点1についてほかに意見はあるか。また、論点2についても、何かあ

れば、願います。

【委員】 条例で制度を決めている、この4つの自治体の中で新規というのと改正というものが、2つずつある。この新規と改正の条例を決める上での違いとか、そういうのが何かあるのか。

武蔵野市男女平等の推進に関する条例は、良い条例なので、それを改正した形で条文としてこれを織り込めるのか、その辺のところは、どう考えているか。

【男女平等推進担当課長】 渋谷区の場合には、男女平等に関する条例を新たに作る際、「男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例」として、男女平等と多様性を尊重する条例を一緒に作ったので、新規という形になっている。

豊島区と港区は、男女平等の条例の一部改正である。

総社市だけは、男女平等の条例とは別に、「多様な性を認め合う社会を実現する条例」が制定されている。

本市の条例では、既に多様な性を「性別等」という言葉で定義されているので、改正で問題はないと考えているところである。

【会長】 確認だが、総社市の場合には、並行して2つが走っているわけではなく、新たにできた条例に男女のことも入っているという理解でよろしいか。

【男女平等推進担当課長】 総社市の場合には、平成17年3月にできた総社市男女共同参画推進条例とは別に、平成31年4月に総社市多様な性を認め合う社会を実現する条例が新たに制定され、二つは並行して走っている。

【会長】 では、まとめると、渋谷区の場合には1つの条例になっており、ほかの2つの区も男女平等参画条例等に入っている。武蔵野市については、現行の条例でこの点について触れてあることもあり、もし条例にするのであれば、条例改正で対応できると考える。

【委員】 渋谷区の場合は、この条例というのは、同性パートナーシップだけの条例ではなく、男女平等の包括的な条例の中の一部にパートナーシップのことが入っているという条例である。なので、ちょっとそこは理解しておいたほうがいいかと思う。渋谷区の場合は、同性パートナーシップだけの条例をつくったわけではない。

【会長】 武蔵野市の条例をつくる際にも、渋谷区の条例も参考にさせていただいた。その点は、間違えないようにしたい。

【委員】 よろしいか。サンフランシスコや、ロサンゼルスとか、ボストンも含め

て、レズビアンの方たちが昔、デモンストレーションをしたというようなことを聞いているが、外国のタウンの条例というか、そういうものも調べられるか。

【男女平等推進担当課長】 アメリカの事例ということでよろしいか。

【委員】 それよりももっと進んで、先ほどの千葉市における「互いを人生のパートナー」みたいなことで、千葉市は多分、進化とは言わないのかもしれないが、大どころを捉えているように思う。

議論が戻ってしまうが、先ほど課長から、異性間の事実婚の方たちを対象に含めることについての検討項目が示され、それに対して副会長より、それはあまり感じない、との意見を伺った。私も、外から見るのと自分たちが感じているのでは誤差があるし、その辺のところはあまり気にしていないが、オーソドックスなところというか、やはり先陣を切っているところでは、どう知恵を出しているのかと思ったので、調べておいてほしいと思う。

【男女平等推進担当課長】 では、何かあれば、調べて報告する。

【会長】 この国を調べたほうが良いという、アドバイスはあるか。

【委員】 パートナーシップについては、私も外国のことになると分からないことも多いので、調べてみたい。

【会長】 外国の制度については、日本の条例で取り扱うレベルと同じような制度は、うまく出てこないかもしれないが、事務局には、パートナーシップ制度と同性婚に関することで、得られる情報を調べてほしい。

ほかに意見はあるか。

【委員】 資料4のパートナーシップ制度の効果のところ、住居関係や、病院関係、それから生命保険の受け取りとかということで、大きな効果が得られる場合があると、例えば私ども介護保険の事業者が利用者と契約を結んだりするときには、そういう公正証書などを持った上での、法的な効力を有するよううえでの契約だとより安心かという印象を持った。

ほかの自治体でやっている、このパートナーシップの宣誓受理証などというものは、実際にどんなふう運用がされているのか。そういったものが発行されて、それを見せることにより、いろいろな契約をしている状況というのがあるのか。それがよく分からないのだが、いかがか。

【男女平等推進担当課長】 先行している世田谷区などの例で見ても、やはり医療

関係、または不動産関係の事業者に関しては、あくまでお願いをしているレベルと聞いている。お願いのレベルなので、全ての事業者がそれでオーケーにしているわけではないということではないかと思っている。

あと、例えばお勤め先などで、事実婚に準ずるような関係を認めてもらうのに、通常であれば、いろいろな証明する書類を出させるところ、自治体のパートナーシップの宣誓受理証があればそれでオーケーにするということを、その会社が認定するとか、そういった形でかなり浸透してきていると思うが、やはりその事業者さんの自主性に任されている形ではなかろうかと思っている。恐らく、介護保険の事業所に関しても、その事業者によって違うのではないかと考えている。

【委員】 そうすると、かなり事業者への周知とか、インフォメーションではないけれども、それがすごく重要になってくるのではないか。せつかくこのように効果がある制度を、もし創設するのであれば、少し長く、先のこともちゃんと考えてやれるといいと思う。とても期待ができる制度であると感じている。

【会長】 実際、利用する側にとっては一番大切な点の一つであるので、可能であれば、事務局に調べていただきたい。ほかに何かあるか。

【副会長】 先ほどの現在の条例の中に入れるのか、新たな条例をつくるのかという話だが、中に入る条項が同じであるならば、効果については特に違いはないので、どちらでもいいのではないかと思う。

ただ、国際的には、台湾で同性婚が認められるようになり、タイでも同じような制度が最近できたというような話も聞いていて、今後、そういった制度が日本でもできれば、自治体のパートナーシップ制度自体は意味がなくなり、その役目を終えるものだろうと思う。そうしたことを踏まえて、ある程度、新しい項を設けるなどでまとめた形にしておいたほうが、後々、その役目を終えたときの処理が煩雑にならないのではないかと思っている。

【会長】 ほかに何かあるか、よろしいか。それでは、本日の議論はここまでとさせていただきます。

#### ■議題（5）その他

【会長】 では、議題5、その他である。事務局から次回の確認と、情報提供や事務連絡があればお願いします。

【事務局】 7月末から8月上旬を3回目として予定をさせていただきたいので、改めて日程調整などを送らせていただきたい。事務局から以上である。

【会長】 では、以上で本年度第2回の審議会を閉会する。

— 了 —